



暮らし

農業後継者のお見合い るまんちつく ツアー

日時 2月21日(日)午前9時～午後4時30分

会場 るまんちつく村(新里町)。

内容 イチゴの収穫体験、ゲームなど。

対象 独身男女(年齢不問) 男性〃市内在住の農業後継者 女性〃農業に興味のある人。

定員 先着男女各15人。

費用 2000円(昼食代など)。

申込 農業委員会事務局(市役所7階)、各地域自治センター・地区市民センター、JAつつのみや各支所に置いてある参加申込書に必要事項を書き、1月29日までに、直接またはファクスで、農業委員会事務局☎(632)2812、

FAX (639)0618へ。

ぎんなん塾舎 地域を知ろう 自分を知ろう

日時 1月19日(火)午前10時～正午

会場 横川地区市民センター(屋根町)。

内容 ①温暖化防止に、地域や自分たちでできることは何かを考える②地域の歴史を通して自分を知る。

定員 先着40人。

申込 電話またはファクス・Eメールで、男女共同参画推進センター☎(636)4071、FAX(636)4079、✉

u18100201@city.utsumomi.yaotochijip.jp。

中央卸売市場
出張市場講座

中央卸売市場 出張市場講座

日時 1月18日(月)午前10時～午後1時

会場 南生涯学習センター(江曾島2丁目)。

内容 中央卸売市場の紹介、専門家による魚の選び方・さばき方などについての講話と調理実習。

対象 市内在住か通勤している人。

定員 先着16人。

費用 1000円(材料費)。

人権問題の正しい理解を 人権講演会

日時 1月22日(金)午後1時30分～3時30分

会場 ホテルニユーイタヤ(大通り2丁目)。

内容 「人権とは何か、差別を考える」と題した、横田耕一さん(流通経済大学教授)による講演。

定員 先着120人。

申込 不要。

その他 総合案内(市役所1階)、行政経営課(市役所4階)、各地域自治センター・地区市民センターなどで案内を配布します。

行政経営課☎(632)2034

まちづくり講習会 はじめの一步講座

日時 1月26日(火)午後7時～9時

会場 東コミュニティセンター(中今泉3丁目)。

内容 協働のまちづくりを進める上で欠かせない存在のNPO。皆さんの中にもNPOには興味はあるが「どんな活動をしているのか分からない」「参加するにはどうすればいいのかわからない」などの疑問がある人も多いのではないのでしょうか。今回の講習会では、「NPO活動を始めたきっかけ」と題し、NPOで活動している皆さんから活動のきっかけや継続させるポイントなどの事例発表を行います。

対象 まちづくりやNPOに興味がある人。

申込 直接または電話で、みんなでまちづくり課☎(632)2288へ。

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料
HPホームページ、✉Eメールアドレス

ご利用ください 広報いろいろ

新聞を取っていない世帯に
広報紙を送付します

広報つつのみやは、毎月1日(土・日曜日)の場合はその直前の平日、1月号は1月3日(日)に新聞折り込みで各家庭にお届けしますが、新聞を取っていない世帯には送付(無料)してあります。申し込みは電話で広報広聴課へ。

目の不自由な人に、声の広報・点字広報を作成

市政情報やカセットテープやデジター編集のCD(全訳)に吹き込んだ「声の広報」、点字で記載した「点字広報」を作成してあります。希望者に送付(無料)しますので、電話で広報広聴課へ申し込んでください。

広報紙が複数届いていませんか

家庭で2つの新聞販売店から新聞を取っている場合、広報つつのみやや広告類が2部ずつ届いてしまいます。このときは、広報つつのみやが必要ない旨を、いずれかの新聞店に連絡してください。皆さんのご協力をお願いします。

問 広報広聴課☎(632)2028

募集

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

「フェスタmy宇都宮」は、4月1日の「宇都宮市民の日」を記念するイベントです。屋台村の出店やステージ、ストリートパフォーマンスなど、このイベントに参加を希望する人について、例年1月に募集をしてきましたが、平成22年度の募集は2月に実施しま

あなたの声を市政に まちづくり懇談会 市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行います。 地区名・日時・会場 峰地区=1月8日(金)午後6時30分～、峰小学校(峰3丁目) 篠井地区=2月9日(火)午後7時～、篠井地区市民センター(下小池町)。 申込 不要。 その他 託児(対象:2歳以上の未就学児)を希望する人は、開催日の2週間前までに、電話で、広報広聴課☎(632)2025へ。

市営霊園墓地の利用者を募集

種類・募集区画数・費用

東の杜公園 第4種(4㎡) = 200区画・永代使用料23万円。

河内北霊園 第1種(4.96㎡) = 20区画・永代使用料25万円。

申込資格(それぞれ①~③すべての条件を満たす人)

一般募集 ①市内に引き続き6カ月以上居住している②祭祀を主宰すべき遺骨がある③続柄が配偶者、直系血族の父母・子・孫などに当たる人で、現在市内・市外を問わず使用できる墓地がない人。

高齢者本人募集(東の杜公園のみ) ①市内に引き続き6カ月以上居住している②申請者本人または配偶者の年齢が70歳以上③将来の承継人(子などの親族)があり、現在市内外を問わず墓地のない人。

申込 生活安心課(市役所2階) 北山霊園、聖山公園、東の杜公園、各地域自治センター・地区市民センター・出張所に置いてある募集要領の申込書に必要事項を書き、必要書類を添えて、1月22日まで(9~11日、17日を除く)の午前8時30分~午後5時15分(16日は午前10時~午後3時)に、直接、生活安心課へ。

利用者の決定 2月10日(水)午後1時30分から、市役所14階D会議室で公開抽選。申込数が募集区画数に満たない場合は、区画を決める抽選をします。

その他 以前、北山霊園・聖山公園を申し込んだことがある人は、その内容によっては、申請の際に書類を省略できることがありますので、1月22日までに、生活安心課へご連絡ください。

☎生活安心課 ☎(632)2819

す。ご了承ください。
日時・会場・募集内容など、詳しくは広報紙2月号でご確認ください。



☎市民の日実行委員会事務局
(みんなでまちづくり課内)
(632)2287

東の杜公園長期納骨堂の利用者募集

一定期間、納骨堂に遺骨を
お預かりし、期間満了後は遺
骨を合葬墓に収蔵、市が管理
を行います。なお、更新手続
により、引き続き納骨堂で
の収蔵、またはお引き取りい
ただくことができます。

使用期間・使用料 10年
1体10万4000円、2体
20万8000円。20年
1体18万3000円、2体
36万6000円。30年
1体26万2000円、2体
52万4000円。
申込資格 次のすべての条
件を満たす人。①宇都宮市に
6カ月以上住民登録している
②利用できる墓地を所有して
いない③遺骨がある、もしく
は満70歳以上。

申込 直接、東の杜公園管
理事務所(氷室町) ☎(667)8
588へ。
上河内・河内地区の風景と
つつのみや百景
フォトコンテスト

上河内・河内地区から、愛
着や誇り、親しみを感じさせ
る風景を市民の皆さんからご
推薦いただき、「つつのみや
百景」として追加選定します。
この事業の一環として市内の
風景の美しさを市民の皆さん
に再認識してもらうため、フ
ォトコンテストを実施します。
テーマ 上河内・河内地区
の美しい風景、魅力ある風景
既存のつつのみや百景。
応募規定 四つ切り(ワイ
ド可)のカラー写真。(デジ
タル写真可)。応募者自身が
撮影した未発表の作品に限る。
賞 最優秀賞1点(賞状・
賞金5万円・副賞)、優秀賞
2点(賞状・賞金2万円・副
賞)、入選10点(賞状・副賞)。
原則として1人1賞。
応募方法 都市計画課(市
役所11階)、総合案内(市役
所1階)、各地域自治センタ
ー・地区市民センターなどに
置いてある応募要領の「応募

票」に必要な事項を書き、作品
裏面に張り付け、1月29日ま
でに、直接または送付で、〒
320-8540 市役所都市計画課へ。
複数応募可。
その他 応募作品の著作権
は市に帰属。詳しくは応募要
項をご覧ください。

☎都市計画課 ☎(632)2558

20歳の皆さん 投票立会人になりませんか

内容 4月~平成23年3月
の1年間、投票立会人の候補
者として登録されます。投票
日には、午前7時~午後8時、
投票所の投票立会人3人のう
ちの1人として立ち会います
(同一投票所で複数の応募が
ある場合は抽選)。

対象 市内に住所を有する
平成元年4月2日~平成2年
4月1日に生まれた人。

申込 市選挙管理委員会
(市役所15階)、各地域自治セ
ンター・地区市民センター・
出張所に置いてある募集チラ
シ(成人式でも配布)または
はがきに、住所・氏名・生年
月日・電話番号を書き、3月
1日(必着)までに、〒320-
8540 宇都宮市選挙管理委員会 ☎
(632)2793へ。

県民満足度調査にご協力ください 県では、総合計画「とちぎ元気プラン」に掲げる50の施策に対す
る「重要度」や「満足度」などについて、県民の皆さんの率直なご意見を伺うため、県民満足度調査を実
施します。調査結果は、政策評価など今後の県政運営に活用します。調査期間 1月15日(金)~2月15
日(月) 調査対象者 県内に在住か通勤通学している人 調査方法 インターネットまたは郵送。☎県総
合政策課 ☎(623)2206

お知らせ

新しい町の区域・町の名称案ができました

鶴田第1土地区画整理事業区域（鶴田町の一部）で住居表示を実施するため、市住居表示等審議会に諮問していましたが、このほど答申が出されました。

この答申を受け、左の地図の通り、新しい町の区域および名称案を3月の定例市議会に提出するため、1月4日に公示します。

この案に異議がある場合、公示日において区域内に住所があり、宇都宮市の議会の議員および長の選挙権を有する人は、市長に対し、50人以上の署名などで、2月3日までに変更の請求ができます。



なお、変更の請求は、請求の内容と理由をおおむね1000字以内にとりまとめ、請求を行う人の住所・生年月日を記入し、署名し、印を押した文書で行ってください。

市民課 ☎(632)2274

2月6日 自動交付機を休止

電気設備点検・工事などのため、住民票等発行の自動交付機を休止します。

休止日時 2月6日(土)午前8時30分～午後8時

休止する交付機 市役所正面玄関内、JR宇都宮駅1階キヤッシュコーナー、雀宮地区市民センター、富屋地区市民センター、アピタ宇都宮店1階、ベルモール2階、上河内地域自治センター、河内地域自治センター。

市民課 ☎(632)2265

住民基本台帳法上の支援措置をご利用ください

平成16年7月から、DV（配偶者からの暴力）およびストーカー行為などの被害者の住民票の写しや戸籍の附票の写しは、被害者からの申し出により、警察や婦人相談所

などの公的機関に確認の上、交付制限を行っています。平成21年11月から新たに、これら以外の被害者についても交付制限を行うことができます。

申請できる人

配偶者からの暴力の被害者本人。

ストーカー行為などの被害者本人。

身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている被害者本人。

支援期間 申請翌日から1年間（延長可）。

手続に必要なもの

住民基本台帳事務における支援措置申出書

本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カードなど）。

受付場所 市民課（市役所1階）。各地域自治センター・地区市民センター・出張所・事務所では受け付けていません。

市民課 ☎(632)2267

住民基本台帳カード（住基カード）をご利用ください

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の写しの交付

第13回まちなみ景観賞が決定

魅力的な都市景観やまちなみづくりに貢献している建築物などを表彰する「まちなみ景観賞」。

今回は、124件のご応募をいただき、下の4件の受賞が決定しました（順不同）。

- ① 中田ウィメンズ&キッズクリニック
- ② 大塚邸
- ③ 塚山古墳
- ④ 麵 藏藏

市民課 ☎(632)2558



本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料
HP ホームページ、☑ Eメールアドレス

パンパ出張所の取扱業務の一部を休止 2月6日(土)は市役所本庁舎の停電により、電算システムを休止するため、パンパ出張所では、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本などの交付や住所の異動・印鑑の登録などの業務ができません。市民課 ☎(632)2558

パブリックコメントによる意見を募集

(仮称)第4次宇都宮市行政改革大綱

市では、よりよい市民サービスを将来にわたって持続的に提供し続けていくため、仕事の進め方を根本から見直す「行政改革」に取り組んでおり、現在、その道しるべとなる「(仮称)第4次宇都宮市行政改革大綱」の策定を進めています。平成21年6月から4回にわたって開催した、宇都宮市行政改革大綱策定懇談会での意見を踏まえ、大綱の素案を作成しました。この素案を公表し、市民の皆さんの意見を募集します。皆さんからの意見は、大綱策定の参考とさせていただきます。意見の概要などは、後日公表します。

公表方法 行政改革課(市役所4階)、行政情報センター(市役所1階)、各地域自治センター・地区市民センターで閲覧できるほか、市ホームページでもご覧になれます。

公表・意見提出期間 1月8日～2月5日。

意見提出方法 意見・住所・氏名・年齢を書き、送付またはファクス・Eメールで、〒320 8540市役所行政改革課☎(632)2035、☎(632)5425、✉u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

(仮称)第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画

市では、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「(仮称)第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」の策定を進めています。平成21年7月から4回にわたって開催した、(仮称)第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画策定懇談会での意見を踏まえ、計画の素案を作成しました。計画の策定に向けて、市民の皆さんの考えを反映させるため、この素案を公表し、意見を募集します。意見の概要などは、後日公表します。

公表方法 行政情報センター(市役所1階)、生活安心課(市役所2階)、各地域自治センター・地区市民センターで閲覧できるほか、市ホームページでもご覧になれます。

公表・意見提出期間 1月8日～2月7日。

意見提出方法 意見・住所・氏名・年齢を書き、送付またはファクス・Eメールで、〒320-8540市役所生活安心課☎(632)2137、☎(632)6600、✉u1815@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

請求などにおける行政窓口での本人確認が厳格化されました。また、銀行などの金融窓口でも、口座開設や10万円超の現金振り込みなど、本人確認を求められる場合があります。写真付き住基カードは、このようなさまざまな手続きで、運転免許などと同様に、公的な身分証明書として利用できません。併せて、確定申告など電子申請(e-Tax)で使用する電子証明書(公的個人認証サービス)の格納に利用できません。

手数料 住基カード交付 500円

円。なお、電子証明書発行は別途500円が必要です。
市民課☎(632)2271

宇都宮競輪場 リニューアルオープン

東入場門が完成

東入場門が完成し、平成19年から進めていた競輪場改修工事が終了しました。皆様のご来場をお待ちしております。開門時間 午前10時(1月4日)。なお、「早朝前売」および「非開催日払戻」は、東入場門で行います。レストランを利用ください

場内に競輪を観戦できるレストランが出来ました。どうぞご利用ください。
シアターホール貸し出し
2月1日から貸し出します。
各種会議や講演会などにご利用ください。

利用可能日時 競輪を開催しない日 午前9時～午後9時、競輪開催日 午後6時～9時。

収容人員 240人。
費用 右下の表の通り。料金は申請時に納めてください。申込 使用月の3カ月前から使用日の3日前までの、午

競輪場シアターホール貸付料

施設	午前9時～正午	5,160円
	午後1時～5時	6,880円
	午後6時～9時	5,160円
設備など	250型映像装置	11,200円
	音響設備	2,000円
	コンセント(1個口当たり)	100円

利用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。

前8時30分～午後5時15分に、直接、宇都宮競輪場(東戸祭1丁目)☎(625)0100へ。

野鳥は ペットではありません

メジロやオオルリなどの野

鳥は自然生態系の一員であり、私たちに安らぎや潤いを与えてくれる存在です。しかし、野鳥は「野に生きる鳥」です。ペットではありません。かわいらしいから手で飼いたいというのは、自由に生きる野鳥の権利を奪う、許されない考え方です。野鳥の愛らしい姿や鳴き声は、野外で楽しみましょう。許可なく野鳥を捕ったり飼ったりすることは、法律で禁止されています。絶対にやめましょう。

農村整備課☎(632)2477

微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業が始まりました。微量PCBがトランスなどの電気機器に混入しているかを検査する費用の一部を補助します。補助対象 民間事業者などが行う検査(抜油等作業費込)費用 対象機器 「トランス(柱上トランス除く)」および「コンデンサ(照明用コンデンサ除く)」補助率 2分の1(1台当たりの事業費は25,000円を上限) 事業期間 平成21～23年度の3年間 その他 詳しくは、県廃棄物対策課☎(623)3107へ。